

高齢者等紙おむつ給付申請の流れ

〈対象者〉

次の①～④すべてに該当するかた

- ① 箕面市内に居住し、本市の住民基本台帳に記載されているかた
- ② 在宅で、常時紙おむつを使用のかた
- ③ 非課税世帯に属しているかた
- ④ 以下のいずれかの要件に該当するかた
 - ・介護保険法に規定する要介護認定において「要介護4」又は「要介護5」と認定されたかた
 - ・要介護認定調査票において、「排尿」又は「排便」の項目が「全介助」又は「一部介助」若しくは「見守り等」に該当すると記載されているかた
 - ・65歳以上の高齢者であり、要介護認定調査と同様の方法により、「排尿」又は「排便」の項目が「全介助」又は「一部介助」若しくは「見守り等」に該当すると確認されたかた

〈申請方法〉

高齢者等紙おむつ給付申請書を提出してください。

申請受付窓口：ライフプラザ窓口、市役所窓口

提出物：

- ・高齢者等紙おむつ給付申請書
(ライフプラザ窓口、市役所窓口、市ホームページからダウンロード)
- ・マイナンバー確認書類写し
- ・本人確認書類写し

その他： 代理人申請の場合は、委任状、代理人本人確認書が必要です。

※ ケアマネジャーよりご提出いただく場合は、高齢福祉課へご提出ください。

〈審査〉

申請書提出後、市にて審査いたします。

要介護認定・要支援認定をお持ちでないかたについては、排せつの状況について聞き取り調査を実施します。

〈給付要件に該当〉

市より、承認通知書を送付します。
翌月より、毎月月初めに給付券(4,400円)を送付します。

〈給付要件に非該当〉

市より、不承認通知書を送付します。